

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	釧路市 国民健康保険料賦課給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、国民健康保険料賦課給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	無し
------	----

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和6年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険料賦課給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び国民健康保険条例に基づき、被保険者からの申告又は調査等により保険料を賦課する。</p> <p>また、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等審査を経て関係証を交付する。また、高額療養費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①資格管理に関する事務 ②保険料賦課に関する事務 ③保険給付に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という)(以下「支払基金等」という)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」により、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録・連携システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して国民健康保険給付金・還付金等の振込等の事務処理に利用することが可能となる。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険事務処理標準システム 番号連携サーバ 中間サーバ 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバ等 収納管理システム

2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険料賦課給付関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第24条</p> <p>3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>（別表第二における情報提供の根拠） 別紙1のとおり</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠） 別紙2のとおり</p> <p>（オンライン資格確認の準備業務） ・番号利用法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市こども保健部国民健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>釧路市こども保健部国民健康保険課 釧路市黒金町8丁目2番地</p> <p>賦課及び資格管理に関すること 0154-31-4528 給付管理に関すること 0154-31-4527</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	箇条書き記載	別紙1及び別紙2に掲載	事後	接続申請を行うための見直しによる
平成29年5月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	釧路市こども保健部国民健康保険課 釧路市黒金町8丁目2番地 賦課及び資格管理に関すること(賦課担当) 0154-31-4528 給付管理に関すること(保険担当) 0154-31-4527	釧路市こども保健部国民健康保険課 釧路市黒金町8丁目2番地 賦課及び資格管理に関すること 0154-31-4528 給付管理に関すること 0154-31-4527	事後	重要な変更にあたるため(連絡先変更)
平成29年5月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成27年8月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたるため(計数の見直し)
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 国民健康保険システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	国民健康保険制度改革による
平成31年1月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	国民健康保険課長 荒谷 幸生	課長	事前	規則の一部改正のため
平成31年1月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成29年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事前	規則の一部改正のため
平成31年1月23日	IV リスク対策 1～9	—	必要事項について記載	事前	規則の一部改正のため
令和2年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び国民健康保険条例に基づき、被保険者からの申告又は調査等により保険料を賦課する。 また、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等審査を経て関係証を交付する。また、高額療養費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行っている。 国民健康保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①資格管理に関する事務 ②保険料賦課に関する事務 ③保険給付に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	国民健康保険法及び国民健康保険条例に基づき、被保険者からの申告又は調査等により保険料を賦課する。 また、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等審査を経て関係証を交付する。また、高額療養費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行っている。 国民健康保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①資格管理に関する事務 ②保険料賦課に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) なお、①～③の事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	事務の追加による
令和2年6月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	1. 国民健康保険システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 5. 医療保険者向け中間サーバ等	事前	事務の追加による
令和2年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) 2. 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条	1. 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) 2. 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	事務の追加による
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成31年1月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたるため(計数の見直し)
令和3年9月1日	I 1-1-③ システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 5. 医療保険者向け中間サーバ等	1. 国民健康保険システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 5. 医療保険者向け中間サーバ等 6. 国民健康保険事務処理標準システム	事前	システム更改のため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事前	重要な変更にあたるため(計数の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法及び国民健康保険条例に基づき、被保険者からの申告又は調査等により保険料を賦課する。</p> <p>また、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等審査を経て関係証を交付する。また、高額療養費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①資格管理に関する事務 ②保険料賦課に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>なお、①～③の事務に関しては、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民健康保険法及び国民健康保険条例に基づき、被保険者からの申告又は調査等により保険料を賦課する。</p> <p>また、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理を行い台帳整理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等審査を経て関係証を交付する。また、高額療養費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①資格管理に関する事務 ②保険料賦課に関する事務 ③保険給付に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事前	システム更改のため
令和6年1月30日	同上	-	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うこととされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という)(以下「支払基金等」という)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事前	システム更改のため
令和6年1月30日	同上	-	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	システム更改のため
令和6年1月30日	同上	-	<p>「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」により、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録・連携システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して国民健康保険給付金・還付金等の振込等の事務処理に利用することが可能となる。</p>	事前	システム更改のため
令和6年1月30日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 国民健康保険システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 5. 医療保険者等向け中間サーバ等 6. 国民健康保険事務処理標準システム</p>	<p>1. 国民健康保険事務処理標準システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 5. 医療保険者等向け中間サーバ等 6. 収納管理システム</p>	事前	システム更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	I 基本情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条</p> <p>3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条</p> <p>3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	事前	事務の追加による
令和6年1月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため (計数の見直し)
令和6年1月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	令和3年4月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため (計数の見直し)

(別紙1)

「3. 個人番号 利用」 情報提供 法令上 根拠					
No.	別表第二項番	情報照会者	事務	情報提供者	提供する特定個人情報
1	1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
4	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
6	4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
7	5	厚生労働大臣	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
8	9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法律による給付の支給に関する情報
9	12	市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
10	15	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
11	17	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他法令による医療に関する給付の支給に関する情報
12	22	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
13	26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
13	27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
14	30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
15	33	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報

No.	別表第二項番	情報照会者	事務	情報提供者	提供する特定個人情報
16	39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
17	42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
19	46	厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項（同法第四百零三条第三項において準用する場合を含む。）、第四百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報
21	58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
23	62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
23	78	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
24	80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
27	87	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
28	88	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付支給を行うこととされている者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
28	93	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
31	97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
32	106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報

No.	別表第二項番	情報照会者	事務	情報提供者	提供する特定個人情報
34	109	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付支給に関する情報
36	120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報

(別紙2)

「3. 個人番号 利用」 情報照会 法令上 根拠					
No.	別表第二項番	情報照会者	事務	情報提供者	提供する特定個人情報
1	27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
2				市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報
3				厚生労働大臣	失業等給付関係情報
4	42	市町村長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報
5				市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報
6	43	市町村長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
7	44	市町村長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報